

第五部 調査研究の推進

大学評価や学位授与等の事業を進める上で、研究部門の存在は重要な意味をもっている。諸外国の質保証機関において、独自の研究部門が設置されている例は極めて稀であり、研究部門の調査研究活動が注目されている。

機構は、実施する事業の基盤となる研究および事業の検証に関する調査研究を行っている。併行して、わが国の高等教育の質保証に関する課題に対する重点的研究にも取り組んでいる。これらの調査研究は、機構の事業の中立性を確保しながら、大学等の研究機関や国内外の質保証機関等と連携して進められている。機構は、高等教育の質を高めるための課題に取り組み、成果を事業のさらなる展開に反映させるとともに、大学等や関係機関にも提供・公開して、社会からの期待と信頼に応えられる調査研究を推進している。今まで公開してきた報告書一覧は、参考資料集表5-21 (pp.33-34) に示すが、各報告書の内容は、機構ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/publication/tyousa/project/>) を参照されたい。

機構が定期的に発行している学術誌『大学評価・学位研究』は、大学評価および学位授与に関連する高等教育の諸課題・諸理論に関する論文、研究ノート・資料等を掲載発表することにより、わが国の高等教育の発展に寄与することを目的としている。充実した研究成果の蓄積を図るために、機構の研究者以外に、全国の研究者からの投稿も可能としている。さらに、調査研究の成果に基づいて、大学質保証フォーラム (参考資料集 表4-22 pp.28-29) を毎年開催している。

機構における調査研究は、二つのカテゴリーの下で推進されている (表5-1)。調査研究の対象は、多岐にわたっており、誌面の関係で一部について概要を説明する。

表5-1 機構が推進している調査研究

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究
① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究
② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究
③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究
④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究
(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究
① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究
② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

第1章 大学マネジメントの在り方に関する調査研究

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の六に、「国立大学法人等の運営基盤の強化の促進を図るために必要な情報の収集及び分析並びにその結果の提供を行うこと」が業務として追加された [2019年度 (令和元年度)]。これを受けて、第4期中期目標期間 [2019～2024年度] には、特定の国立大学法人の協力のもと「大学経営手法に関する共同プロジェクト」を大学連携・支援部大学運営連携課と研究開発部教員が教職協働で実施しており、財務データと業績データの統合的活用等について実践的な研究活動を進めている。統合後に推進した研究課題の概要は、以下の通りである。

第一は、大学におけるマネジメントの在り方について、評価と資源配分にかかわる政策論議および動向についてレビューを行い、大学の機能強化に資する分析を行うことである。第二は、国立大学法人をはじめとした高等教育分野のガバナンスと機関のマネジメントについて、国内外の動向を踏まえつつその在り方に関する調査研究を行うことである。地方自治体など他のセクターの事例も参照しつつ研究を進めてきた。第三は、大学の会計基準の在り方や現行の財務報告、および機関運営における会計情報の利用について、マネジメントの向上・改善に結びつく方向性に関する研究を行うことである。とくに、国立大学法人会計基準の改定動向と法人財務諸表の分析方法、あるいは財務情報をもとにした国立大学法人の新たなグルーピングなどについて検討を進めてきた。第四は、大学改革を進めるにあたり必要となる高度専門支援スタッフについて、認定制度と研修制度に関する調査研究を行うことである。欧米では、高度専門支援スタッフの養成を目的とした研修制度¹⁾や認定制度が充実しており、日本の現状とは大きな差がある。もちろん、雇用慣行との関係もあり、欧米と同じような制度の導入には課題も多いが、大学等の今後の発展のためには、わが国の実情に則した手法の提案が待たれる。

機構外の有識者を招いて「大学改革支援研究会」を定期的で開催し、上記研究課題に関する研究プロジェクトの遂行に役立つ知見を収集した。さらに、本調査研究に関する成果については、担当する教員が学会発表および論文等の発表を行うとともに、報告書の刊行を行っている。

参考文献等

- (1) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構編著（2020）大学改革支援・学位授与機構大学改革マネジメントシリーズ『大学が「知」のリーダーたるための成果重視マネジメント』ぎょうせい p.58

第2章 大学等の質の保証および維持・向上に資する評価に関する調査研究

機構は、実施された大学等の教育研究活動等の評価結果を分析し、効果的かつ効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況に対応した、大学等の質の保証および維持・向上のための評価システムの在り方について研究を推進した。ここでは、試行的評価（第一部 第1章 第2節 pp.16-21）の検証方法・内容や検証結果、さらに、試行的評価の成果・課題について紹介する。

第1節 試行的評価の検証

試行的評価の検証（2001～2004年度）は、組織的かつ体系的に実施され、その後の機関別認証評価、法科大学院認証評価あるいは国立大学教育研究評価のデザインをする上で、非常に有効であった。この検証作業によって指摘された課題を念頭におきながら、認証評価や国立大学教育研究評価など新しい評価システムの構築やその後の改善が図られた。指摘された課題の多くは、現在でも、大学等の評価を議論する上で重要な論点となっている。機構の推進する認証評価や国立大学教育研究評価の検証方法・内容等も、基本的には、試行的評価の検証を踏襲して実施されている。なお、試行的評価の検証内容・方法および結果・成果の詳細は、機構出版書籍¹⁾を参照されたい。

1. 検証方法

検証では、対象機関、関係団体および評価担当者に対して、主として自由記述によるアンケート（質問紙調査）（表5-2）やインタビューなどから得られた意見に基づき、評価の枠組みやプロセス、対象機関や社会による評価の活用状況など、試行的評価の実施によってもたらされた効果について分析した。これらの意見照会の結果は、そのつど整理し、それ以降の試行的評価に反映させることによって、評価システムの改善が図られた。2003年度の検証に際しては、これらの調査によって得られたすべての意見を改めて定量的に取りまとめた。

表5-2 試行的評価検証において実施した意見照会・アンケート

1. 実施要綱・要項に対する関係団体からの意見（2000年度着手分）
2. 自己評価終了時の対象機関からの意見（2000年度着手分）
3. 実施要綱・要項に対する関係団体からの意見（2001年度着手分）
4. 評価担当者（専門委員・評価員）からの意見（2000年度着手分）
5. 大学評価に関する対象機関からの意見（2000年度着手分）
6. 自己評価終了時の対象機関からの意見（2001年度着手分）
7. 大学評価委員（第1期、2000年7月1日～2002年6月30日）からの意見
8. 実施大綱・要項に対する関係団体からの意見（2002年度着手分）
9. 評価担当者（専門委員・評価員）からの意見（2001年度着手分）
10. 大学評価に関する対象機関からの意見（2001年度着手分）
11. 評価担当者（専門委員・評価員）からの意見（2002年度着手分）
12. 大学評価に関する対象機関からの意見（2002年度着手分）
13. 大学評価に関する関係団体からの意見（2002年度着手分）
14. 試行的評価の方法および効果等に関するアンケート（2003年7月12日）

このアンケートについては、試行的評価を実施した122機関に対して、延べ550部のアンケート回答を依頼した結果、120機関から延べ539部（回収率98.0%）の提出があった。この回収率は、大学評価に対する対象機関の関心の高さを窺い知ることができた。

質問紙調査は、対象機関のある時点での状況を把握するためには有効ではあるが、評価のプロセスを動的に捉えるためには不十分な面がある。その点を補うため、いくつかの対象機関（10大学）にインタビューを実施した。インタビューした事項は、「自己評価などを行う体制と実際の作業について」、「試行的評価を通じての教育研究活動の改善や、個性の促進に向けての活動について」、「社会・地域における評価結果の活用およびその効果について」の三点であった。

2. 検証内容

試行的評価の二つの目的（大学の質の向上とアカウンタビリティ、表1-3 p.16）が達成されたか否かという視点に基づいて検証を行うのが基本である。このために、試行的評価を実施する上で解決すべき課題を、「目標」として、五つの視点に分類した（表5-3 p.82）。これらの目標を達成あるいは実現すべく設定された枠組みを、「基本的枠組み」として、8項目（表5-3）に整理した。検証にあたっては、これらの基本的枠組みに沿って、評価の実施体制や評価プロセスが適切に行われたかを検証するとともに、「基本的枠組み」自体の適切性についても検討した。

上記の目標と基本的な枠組みの達成状況などについて、以下の項目ごとに検証した。

- ① 実施体制：この項目では、評価に必要な組織体制、特に各種委員会の連携や評価担当者の選出方法、構成人員（バランス）、事務体制などについて検証した。また、対象機関側の実施体制についてもアンケートやインタビューにより把握し、その全般的な傾向を取りまとめた。

- ② プロセス：この項目では、評価の仕組みやその内容・方法などについて、それぞれ評価結果（報告書）の取りまとめに至るまでの過程を、評価担当者のみならず、対象機関側の立場も踏まえながら検証した。
- ③ 結果：この項目では、評価結果（報告書）の適切性や、評価担当者の負担感、対象機関側の負担感、評価経験の蓄積や評価手法の改善などについて検証した。
- ④ 成果：この項目では、事前には予期できなかった波及効果も含めた、対象機関における試行的評価の成果、社会における評価結果の活用や評価の効果などについて検証した。

表5-3 試行的評価の「目標」の視点と「基本的枠組み」の項目

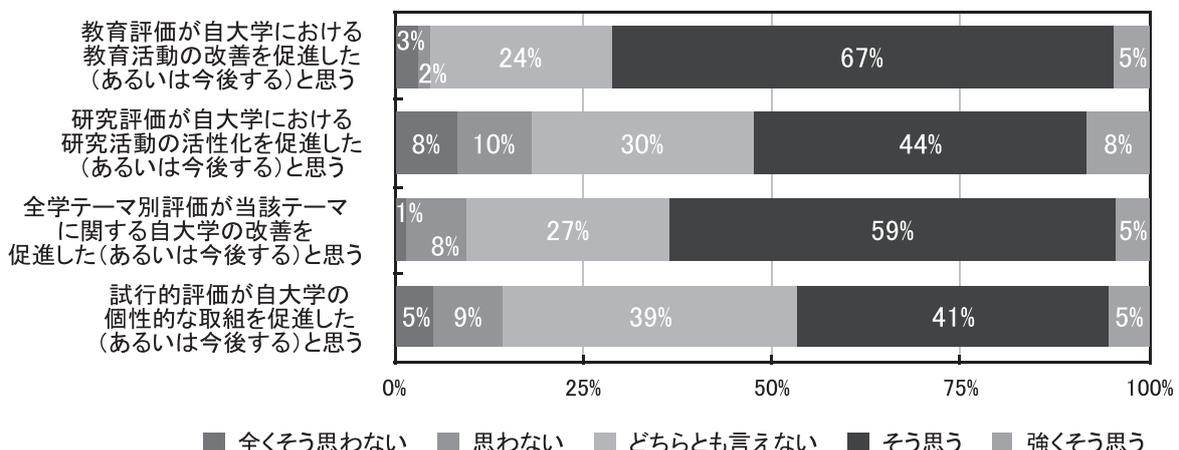
「目標」の視点	
○大学等の個性を伸長する評価	○大学等の主体的な改善を促す評価
○持続可能な評価	○公正な評価
○社会が大学等の状況を把握できる評価	
基本的枠組み	
○複数の評価手法に基づく多面的な評価	○評価単位の適切な評価
○大学等の目的および目標に即した評価	○大学等の自己評価を基本とした評価
○専門家を中心とした評価（ピア評価）	○明確な根拠に基づく評価
○透明性・効率性の高い評価	○適切なフィードバック・公表

3. 試行的評価の目的の達成状況

基本的枠組みの設計自体の適切性と、それらの設計が実際の評価において問題なく実現されたかという両面からの検証結果は、機構出版書籍⁽¹⁾を参照されたい。ここでは、試行的評価の目的の達成状況を確認するためには、第一に教育研究等の諸活動の質が向上したか、第二に諸活動に関して社会的な説明責任が果たせたか、についての検証結果をまとめる。

教育研究の質の向上を実現するために、より具体的には「主体的な改善を促す評価」を目標とした。そのため、対象機関に対するアンケートでは、「評価が自大学における教育研究活動の改善を促進したか」「個性を助長したか」について質問した。その結果、改善の促進については、分野別教育評価では7割以上、全学テーマ別評価では6割以上、分野別研究評価では5割以上が肯定的な回答（否定的な回答は1割未満～2割弱）であった。一方、個性の助長については、肯定的な回答は4割程度であった（否定的な回答は1割強）（図5-1）。

図5-1 「評価が質の向上に資したか」の質問に対する対象機関の反応



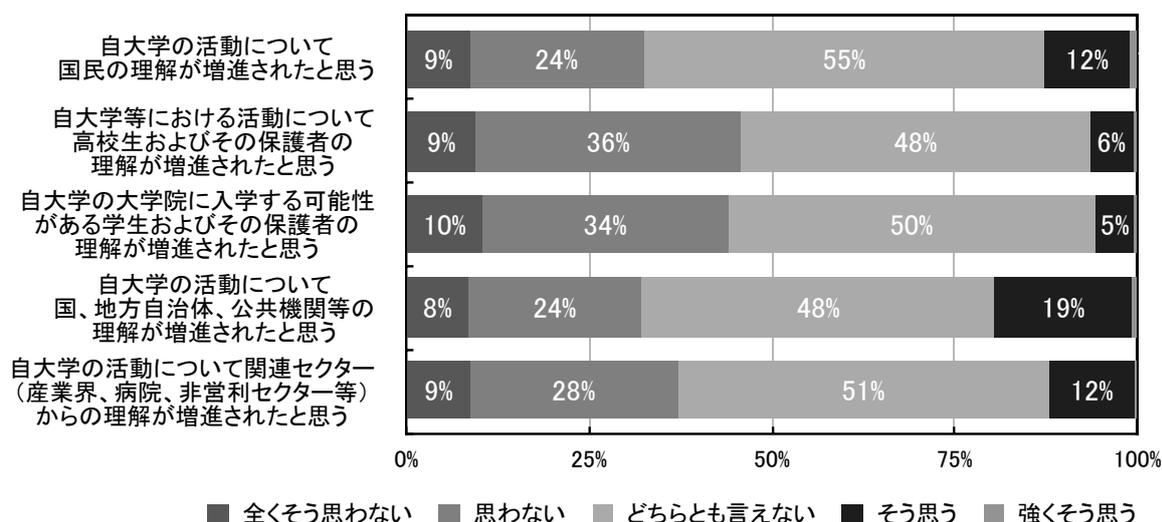
アンケートでは、評価後の具体的な改善事例の記述を求め、それらの各事例について改善の際に機構の評価がどの程度参考となったかについて、5段階（5：非常に参考となった。～3：どちらとも言えない。～1：全く参考とならなかった。）で回答を求めた。その結果、全対象機関122機関中の109機関（89%）から、延べ1,024件の回答があり、そのうち、評価の参考度が「4. ある程度参考となった」以上であるものは、825件（81%）に達した。

回答のあった改善事例のうち、全評価区分を通じて多かった事例としては、学内組織の連携強化や整備に関するもの、評価体制の整備や改善システムの強化（体制整備、根拠資料等の収集の経常化、アンケート等による問題点の把握など）、周知公表の体制（活動）の強化・充実など、教育研究活動を実施する上での基盤的な部分の更なる改善に関する事項があげられた。

アンケート結果については、イエス・テンデンス（回答者が良い方向に回答する傾向）を内包している可能性を考慮する必要があることはいうまでもないが、試行的評価は大学等の教育研究活動の改善に貢献したと判断できた。これは、機構による第三者評価の貢献という狭い意味ではなく、それに先立って実施された大学等自身が行う自己評価も含めた評価プロセス全体による貢献と考えるべきである。実際、大学等へのアンケートでも、8割以上が「自己評価を行うことで、自大学（あるいは部局）の課題を把握することができた」と回答しており、評価全体の中で自己評価が大きな役割を果たしたことが理解できた。しかし、半数以上の対象機関が機構の評価によって「自己点検・評価と比べて、改善に役立つ評価を得ることができた」と回答していることから、試行的評価における体系的な評価方法や評価結果が有効に機能したと判断できた。

試行的評価の第二の目的である「社会への説明責任」を実現するためには、「社会が大学等の状況を把握できる評価」であることが求められる。対象機関に対するアンケートでは、「機構の評価結果によって“社会”の理解が増進されたか」の質問に対する回答の平均値は、2.5～2.8と他の質問項目に比してかなり低く、全体の3～4割が否定的な回答であった（図5-2）。

図5-2 「評価が社会的説明責任を果たしたか」の質問に対する対象機関の反応



評価結果は、対象機関および設置者に提供されるとともに、マスメディアへの記者発表、機構ウェブサイトへの掲載などにより広く社会に公表された。しかし、マスメディアの中には、「目的および目標に即した評価」という枠組みを無視して、水準の判定結果のみから大学をランキングしている例や、水準の判定結果が低い大学ばかりを強調して報道する例も見られた。このような報道では、大学の活動について誤解を生じる可能性があるというコメントも寄せられた。

高校生やその保護者、産業界、国民一般が、評価報告書を読むには、その記述内容が難しく、これらの人々が大学について知りたい情報が十分には含まれていない、あるいは含まれてはいても理解できるような記述にはなっていないと考えられる。評価担当者からも「社会に広く読まれるようなわかりやすい内容と形式にすべきである」との意見も多く、評価報告書の内容、記述方法や公表方法については、多くの検討すべき点が指摘された。

試行的評価で掲げた「大学等の改善」および「社会への説明」の二つの目的を実現するための副次的な目標として、評価を継続的に実施可能とするための「持続可能性」や、評価が大学や社会から適切なものとして受け取られるための「公正性」の二つもあげた。評価の公正性や透明性については否定的意見は強くはなかったが、大学の特徴や規模の違いをより反映した評価方法や公表方法については課題も指摘された。持続性という点では、「評価を一定期間ごとに行うことは必要である」という質問に8割近くが肯定的回答をしていることから、大学等および機構側の評価担当者の負担に配慮した効率的な評価方法を模索し、評価を持続可能なものにしていくことが重要であると判断した。

第2節 試行的評価から認証評価・国立大学教育研究評価へ

試行的評価の実施から終了までの間に、大変な時間とエネルギーを費やして議論を重ねた。全ての議論を紹介することは不可能であるが、その中で忘れられない議論の一つを紹介しよう。「第三者が評価した上で、それぞれの大学の個性化を図る」という大学審議会答申の理念を実現するための一つの仕掛けが、「それぞれの大学がもつ目的および目標に照らして評価する」ということであった。当初は、「目的や目標を低く設定して、良い点を取ろうとする大学が出るのではないか」とか、「自分たちの大学は目的や目標なんかない」という意見すらあった。試行的評価では前者のような例はなかった。改善に資することが評価の目的であるから、このようなことをやれば自分自身に跳ね返ることは明白であろう。後者の意見に対しては、「組織が目的や目標をもたずに活動している事態は考えられないことであって、今まで構成員が目的や目標を必ずしも意識してなかっただけである」と答えてきた。試行期間中に年々このような意見が聴かれなくなり、目的や目標を掲げて組織全体が、それに向けて努力する方向が芽生えたことは、試行的評価の最大の成果と言っても過言ではない。

大学評価を実施する前提となる目標・計画の作成支援として、機構には、Evaluability Assessment (EA) 研究会の調査研究があった。ここでは、「Evaluability Assessment 研究報告書：大学の質保証力向上のための理論と実践」(2012年)から、EAワークショップ「評価力を上げるための目的・計画の作り方」(2016年12月16日開催)に至るまでの一連の取組を紹介する。EAとは、政策評価のために米国で開発された手法である。これは、事後評価を行う前に、事業実施過程で、評価に必要な体制や条件が整っているかどうかを診断し、必要であれば不足を補い、自己評価力を向上させることを目的に作られたものである。EAが開発された背景や理由は、事後評価を行う時点で、目的や計画の不備が明らかになり、評価の対象がうまく定まらないという「後の祭り」の問題が多く散見されたことが契機となっている。この状況は、日本の大学評価が抱える問題と類似していることから、EA研究会では、大学関係者とともに、目的と計画の構造を明確にし、指標をデザインし、データの所在を明らかにした上で、関係者が合意を形成する方法について確立し、ワークショップにより普及を図った。その成果は、目標・計画作成時の妥当性のチェックリスト(表5-4)として心理測定学、政策評価等の知見を元にし、日本の大学評価の文脈を検討して独自に開発したものが、学術論文⁽²⁾として公表されており、大学評価コンソーシアムが行うワークショップ等の資料として広く活用された。

表5-4 目標・計画作成時の妥当性のチェックリスト

区分	基準	説明
妥当性	目的との適合性	指標が、計画の進捗や目指す成果を適切に反映しているか。
	調査対象・結果への影響	指標設定の結果、意図しない悪影響を及ぼすものではないか。
	信頼性	誰がいつ測定しても、同じ事象や状態からは同じ測定結果が得られるか。
	理解可能性	指標の意味が、明確でわかりやすく、誤解が生じないか。
	包括性・非重複性	
指標間に重複がなく、各指標は異なる側面を計測しているか。		
実用面	意思決定者への有用性	指標が、執行部等の意思決定者に対して、有益な知見を提供しているか。
	計測可能性	指標となるデータは収集可能か。
	収集の適時性	有用なタイミングで、指標の計測値は入手可能か。
	データ収集のコスト	データを収集するための費用は大きすぎないか。
	操作可能性	指標の計測値は、都合良く操作して変更可能なものではないか。

第3節 オンライン会議の有効活用

国立大学法人第2期中期目標期間評価において、初めて導入されたオンライン会議に関する調査研究を紹介する。なお、第3期では、コロナ禍による影響もあり、ヒアリングは全法人に対してオンラインで実施された。オンライン会議によって意思疎通が円滑になされているか否かについて、評価者および国立大学法人等に対して行ったアンケート調査結果を分析した⁽³⁾。新型コロナウイルス感染症が急速に広まる環境下で、今後もその活用が見込まれることから、通常の対面会議におけるコミュニケーションとの違いに興味もたれる。

オンライン会議に参加した国立大学法人等（36法人）、評価者（113名）に対し、オンライン会議システムを用いたヒアリングにおける質疑応答や意思疎通の適切性に関する5段階評定および自由記述のアンケートを実施した。オンライン会議システムを用いて意思疎通を適切に行うことができたかの評定平均値は、評価者の方が法人より有意に高い値を示した。自由記述の分析では、法人から43件の回答があり、その内15件がオンライン会議システムについて言及しており、3件が肯定的、10件が否定的、2件が中立的な回答だった。評価者からは62件の回答があり、その内23件がオンライン会議システムについて言及しており、7件が肯定的、16件が否定的な回答であり、法人、評価者ともに否定的な回答が多かった。肯定的な回答については、多くが経済的なコストからみたメリットを指摘したものであった。否定的な回答の代表的な記述として、「聞こえづらい」、「画面が暗い」、「表情がわからない」、「誰が喋っているのかわからない」などの技術的問題に関係する回答がある一方、「臨場感がない」、「真意が伝わらない」、「場の雰囲気は共有できない」など心理的な影響について言及した記述も見られた。

これらの結果を一般化するにあたっては、オンライン会議固有の問題なのか、評価する側とされる側という面談の場で起こるバイアスかを、考慮する必要があるだろう。なお、ヒアリング方法については、オンライン会議を選択するか否かの判断は大学に一任した。その結果、全90法人の内、オンライン会議を希望した大学等が36法人に留まったことは、オンライン会議の文化が定着して

いないことを窺わせる。そこには、装置に関する技術的な問題の影響があるが、評価される側が、予算に影響する数年に1度の評価では直接会って意見を述べたいと考えることは容易に理解できる。自由記述に見られた「臨場感、場の雰囲気、真意の伝達」などが技術的な側面で克服可能なものかどうか、あるいは心理的な要因に基づくものか、引き続き検討していく必要がある。

参考文献等

- (1) 川口昭彦(独立行政法人大学評価・学位授与機構編集)(2006)大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ『大学評価文化の展開—わかりやすい大学評価の技法』ぎょうせい pp.53-72
- (2) 渋井進他(2017)自己評価力向上支援のための評価指標設定に関するチェックリストの開発 大学評価・学位研究 第18号 pp.21-36
- (3) 渋井進(2018)大学評価の面談におけるテレビ会議の活用と効果 日本顔学会誌 第18号 p.23

第3章 学位授与の機能に関する調査研究

学位授与事業に関連する調査研究として、①学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関する理論的基底を踏まえた研究、②わが国の学位等高等教育資格が、国内外の高等教育機関と労働市場で適正に承認され、真正性が担保されるための要件に関する調査研究、③学士の学位取得をめざす自学自習の申請者への学修支援の在り方と大学以外の高等教育レベルの学習の成果を単位として認めるための調査研究、④わが国の大学の授与する学位の状況を調査して、機構の授与する学位について検討するための情報収集とその分析等が実施された。さらに、機構の学位を取得した者に対する調査を継続的に実施して、検証結果を学位授与事業の改善に反映させており、この概要を説明する。

単位積み上げ型による学士の学位取得者に対して、通例(従来の審査方式)と特例(新たな審査方式)の双方について、学位取得直後のアンケート調査を実施し、その結果を分析した。通例申請による合格者への学位取得直後アンケートの結果[2019年度10月期550人のうち回答者数397人(回答率72.2%)、2020年度4月期229人のうち回答者数175人(回答率76.4%)]を分析して、学位授与事業の改善に反映させるべき事項を抽出した(表5-5)。さらに、特例申請による合格者に対する学位取得直後アンケートの結果[2019年度10月期1,682人のうち回答者数942人(回答率56.0%)、2020年度4月期12人のうち回答者数11人(回答率91.7%)]も分析したところ、新たな審査方式について学位取得者は「おおむね満足している」ということが明らかになった。

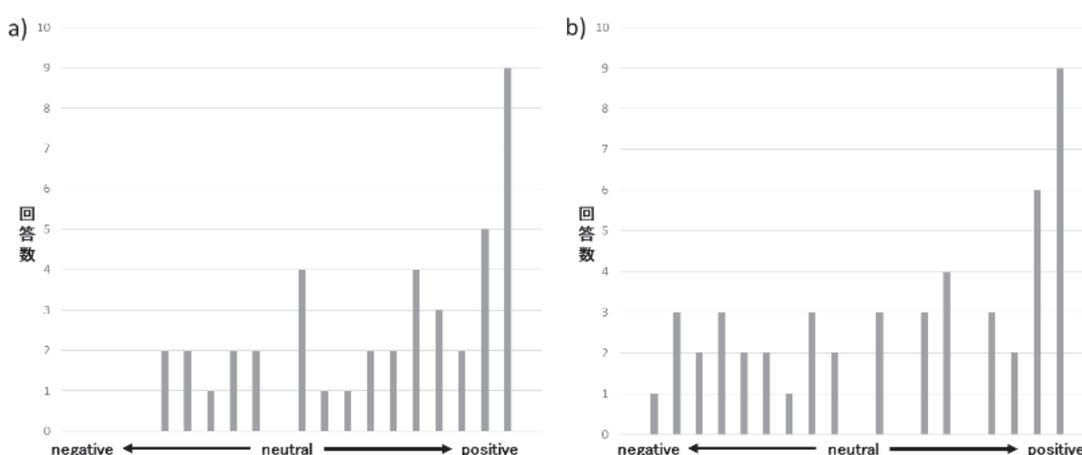
表5-5 学位授与事業の改善に反映させるべき事項

- 単位認定と学修成果・試験の分離審査の検討
- 専門委員による修得単位の審査の効率化
- 学修成果に要求される倫理的配慮に係るリテラシー向上
- 学修総まとめ科目履修計画書および成果の要旨の審査結果を、特例適用専攻科へ効果的にフィードバックする方法の検討

上記の検討とともに、学位審査会専門委員会の2019年度退任委員への自由記述によるアンケート(対象者30人)を実施した(回答者数16人)。回答の内容を整理し、結果を研究開発部と学位審査課との教職協働で検討した。2015年度から2018年度に退任した専門委員に対するアンケートについて、その回答内容を整理し、計量テキスト分析による解析を行った。具体的には、KH Coder

ならびにGoogleの感情分析APIを用い、自由記述欄に記載された意見の可視化と定量化を試行した。とくに、Googleの感情分析APIを用いた「回答結果がポジティブかネガティブかを分類する」分析では、多くの質問項目で正規分布に近い結果が得られたが、たとえば、「Web上での試験問題作成支援システムの使い勝手」に関する質問では、図5-3a) に示すようにポジティブな回答が多いものの、ネガティブ側にも一定の分布が存在した。なお、同じ問いを2004年度から2006年度に退任した専門委員に質問した際には、図5-3b) に示すように、よりネガティブ側の分布が多かった。このことから、Web上での試験問題作成支援システムを導入した当初に比べ、同システムの専門委員への浸透が進んでいることが窺われるが、図5-3a) のネガティブ寄りの意見を精査し、より使い勝手の良いシステムへの改善が必要である。

図5-3 「Web上での試験問題作成支援システムの使い勝手」の質問に対する退任専門委員の反応
a) 2015年度から2018年度に退任した専門委員42名、b) 2004年度から2006年度に退任した専門委員49名からの回答結果の分布であり、分布が右に寄る程、ポジティブな回答が多いことを意味する。



特例適用専攻科修了見込み者に対する学士の学位授与審査（新たな審査方式、2015年度から開始）に関して、2019年度申請者の「学修総まとめ科目の履修状況」の審査結果を分析し、課題の整理と改善に向けた検討を行った。2019年度申請者が提出した「学修総まとめ科目履修計画書」と「学修総まとめ科目成果の要旨等」、および特例適用専攻科が提出した「学修総まとめ科目の成績評価に係る書類」に関する専門委員の審査結果から、各専門委員が申請者の学修総まとめ科目の履修について付したコメントと、特例適用専攻科における学修総まとめ科目の実施状況について付したコメントを分析した。これらのコメントの分析結果から、特例適用専攻科に共通する問題点と、個別に早急に改善を要する問題点等を抽出し、早急に改善を要する問題点については、当該特例適用専攻科に通知した。

新たな審査方式を導入した目的は「専攻科での学修の成果に、より着目した形で学士の学位授与審査を行うことを通じて、特例適用専攻科の教育活動の一層の充実に資する」ことであった。新たな審査方式は、導入から7年目を迎え、特例適用専攻科では、この審査方式に対応した教育・学修が展開されており、機構における学位授与審査も、おおむね順調に実施されている。その一方で、当初の目的達成には未だ課題が残されており、課題改善のために以下のような取組を行った。

2018年度より「学修総まとめ科目履修計画書」の審査において、各申請者に対して専門委員が

ら付されたコメントを、原則すべて、指導教員を通じて申請者一人ひとりに伝えるようにした。これにより、専門委員からのコメントを申請者が「学修総まとめ科目成果の要旨」の作成に反映させることが可能になった。

毎年度の「学修総まとめ科目の履修に関する審査」で専門委員がコメントを付した指導教員の教育指導、各専攻科の指導体制等に係る指摘内容を記録に残し、3～5年ごとの「特例適用専攻科における教育の実施状況等の審査（特例適用専攻科レビュー）」の際に参照情報として活用することになっている。これにより、申請者個人の「学修総まとめ科目の履修に関する審査」から把握された専攻科での教育指導の状況を、各特例適用専攻科の「学修総まとめ科目の実施状況等に関する審査」の資料に加えることが可能になった。

さらに、2019年度より、「学修総まとめ科目」に係る特例適用専攻科の教育・学修の展開状況と課題を把握するため、特例適用専攻科を置く高等専門学校を訪問し、聞き取り調査を行った。

第4章 学術誌の出版および大学質保証フォーラム

調査研究の成果については、機構の学位授与・評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、機構の学術誌、報告書、研修会等および関連学協会の学術誌を通じて社会に提供・公表した。学位授与機構では、かつて学位審査研究部が研究紀要『学位研究』（1～18号、1993～2004年）を出版していた。大学評価部門が創設された際、大学評価研究部が研究紀要『大学評価』（1～3号、2002～2003年）を出版した。両研究紀要を統合した査読付き学術誌『大学評価・学位研究』が2005年に発刊され、現在に至っている（年表・沿革 pp.11-13）。この学術誌は、機構の研究者以外の投稿も可能としており、2021年3月には第22号を刊行した。なお、2022年度（令和4年度）発行予定の第24号からは、名称を『大学改革・学位研究』（The Journal of NIAD-QE）と改称する予定である。

『大学評価・学位研究』は、大学評価および学位授与を中心として、それらに関連する高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート・資料などを掲載発表することにより、わが国の高等教育の発展に寄与することを目的としている。これは、冊子体を関係高等教育機関等に配布するほか、電子版として機構ウェブサイト（<https://www.niad.ac.jp/publication/tyousa/gakujutsushi.html>）および科学技術振興機構の「J-STAGE」に掲載している。

機構は、調査研究の成果を基盤として、毎年、大学質保証フォーラム（2013年度までは「大学評価フォーラム」と呼んでいた）を開催している（参考資料集 表4-22 pp.28-29）。